

第1回国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会資料

我が国の廃棄物・リサイクル対策の取組(参考資料)

平成17年11月

我が国の廃棄物・リサイクル対策の取組(参考資料)

-構成-

1.廃棄物の処理フロー	2
2.廃棄物の排出量の推移	3
3.廃棄物の最終処分量の推移 ************************************	4
4.最終処分場の残余年数の推移 ************************************	5
5.最終処分場のない市町村	6
6.リサイクル率の推移 ************************************	7
7.廃棄物の不法投棄の状況 ************************************	8
8.循環型社会形成推進交付金の実例(京都市地域計画の概要) ************************************	9

1.廃棄物の処理フロー

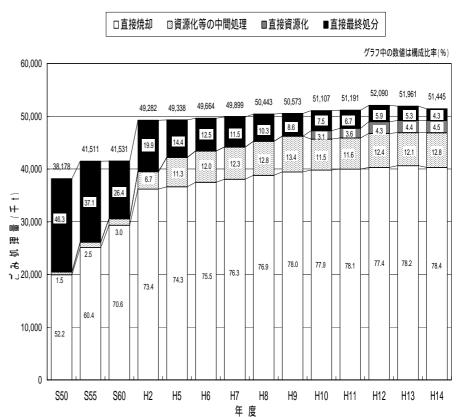
平成15年度における我が国の一般廃棄物の排出量は約5千万トン、産業廃棄物は約4億トンとなっており、その総量は、近年 横ばいで推移している。

我が国の廃棄物の処理のフローは、一般廃棄物の処理については、その8割が直接焼却されていること、産業廃棄物については、再生利用率が約5割と高いことが特徴となっている。

一般廃棄物及び産業廃棄物の処理フロー(平成15年度)

単位: 万トン 再生利用量 8.830(21%) 再生利用量 510(10%) 20,133(49%) 排出量 中間処理量 916 (17%) 41,162(100%) 30.797 (75%) 5,427(100%)* 4,740 (92%) *自家処理量(17)を含まない 集団回収量(283)を含む 減量化量 最終処分量 17,985(44%) 3,044 (7%) 3,676 (71%) 845 (16%) 直接処分量 1,535 (4%) 産業廃棄物 186 (4%) 一般廃棄物 *計算誤差などにより収支が合わない場合がある 出典:循環型社会白書、平成 17年版

一般廃棄物処理方法の推移



「一般廃棄物再生利用量」:直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量

「産業廃棄物再生利用量」:直接再生利用量+中間処理後再生利用量

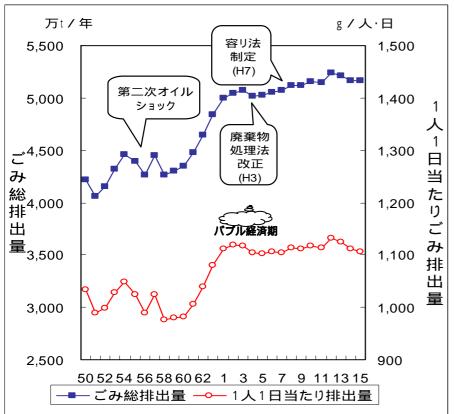
2.廃棄物の排出量の推移

- 一般廃棄物の排出量は、昭和60年代のバブル経済の影響等により急激に増加
- ・平成2年度からは廃棄物処理法の逐次の改正やリサイクル法の制定とあいまって横這いないし微増傾向が続き、平成13年度 からは3年連続でわずかに減少
- ・平成15年度における1人1日排出量は1,106gである。

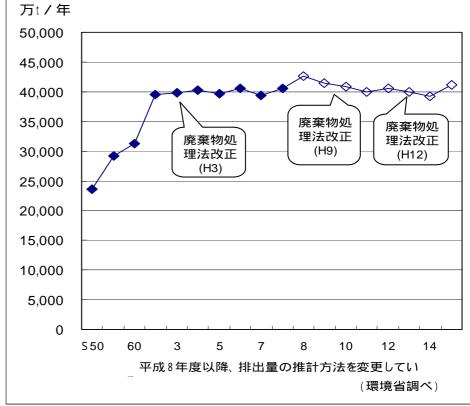
産業廃棄物の排出量も一般廃棄物と同様に、昭和60年代に急激に増加

・平成2年度からは横ばい傾向が続き、平成8年度以降やや減少傾向

一般廃棄物の排出量の推移



産業廃棄物の排出量の推移



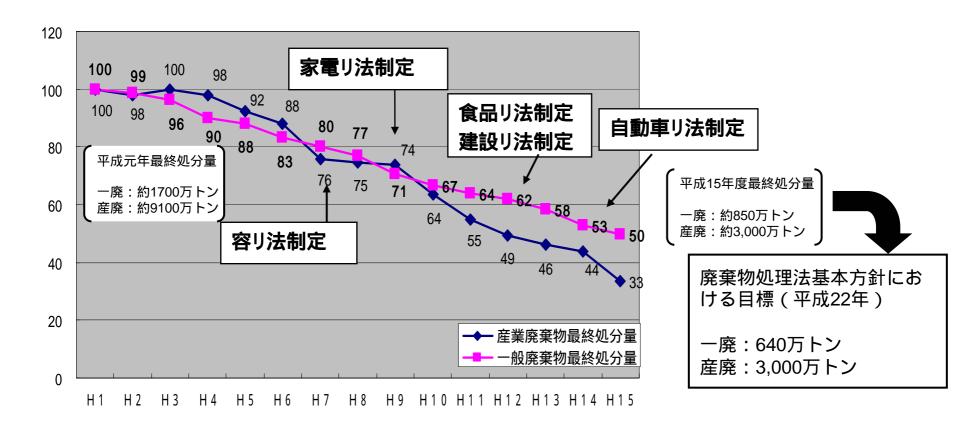
3.廃棄物の最終処分量の推移

- 一般廃棄物、産業廃棄物ともに最終処分量は着実に減少している。
- ・一般廃棄物の平成15年度の最終処分量は約850万トンであり、ピークの平成元年時の約半分にまで減少。
- ・産業廃棄物の平成15年度の最終処分量は約3,000万トンであり、ピークの平成元年時の約3割にまで減少。

廃棄物処理法基本方針では、平成22年までの一廃、産廃の双方の最終処分量について目標を設定している。

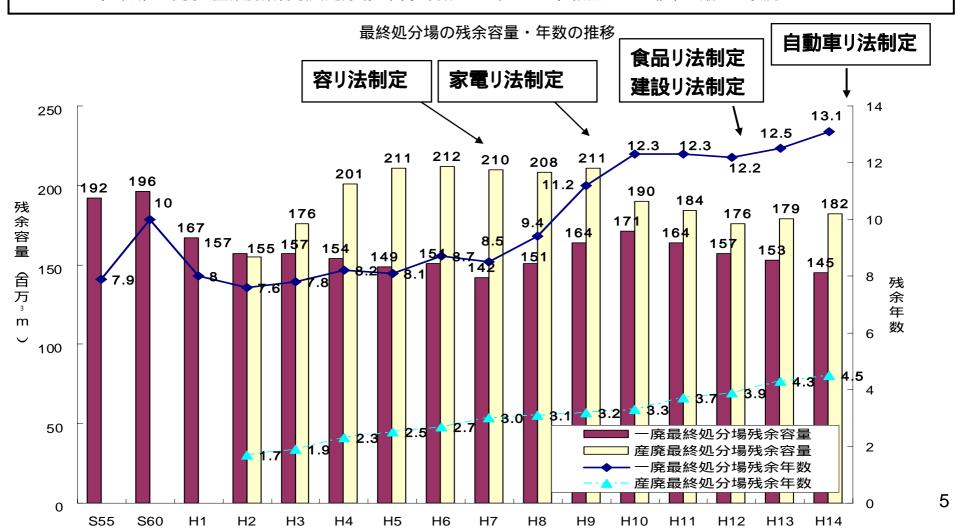
H元年度の値を100とする

最終処分量の推移



4. 最終処分場の残余年数の推移

- ・一般廃棄物の最終処分場の残余容量は平成10年度以降、徐々に減少
- ・一般廃棄物の最終処分量が減少しているため、残余年数は若干増加
- ・産業廃棄物については、最終処分量が減少しているため、残余年数は若干増加
- ・ただし、平成14年度の産業廃棄物最終処分場の残余年数は4.5年であり、依然として非常に厳しい状況

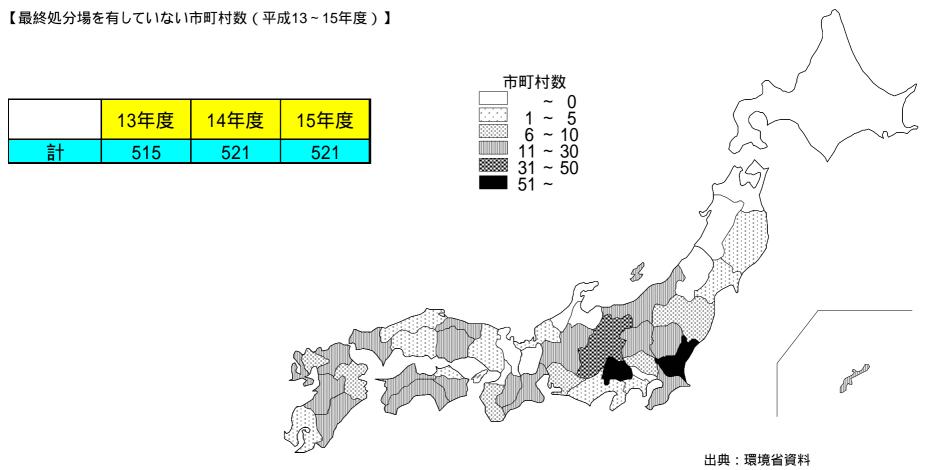


5. 最終処分場のない市町村

平成15年度末現在、全国3,155市町村のうち、当該市町村として最終処分場を有しておらず、民間の最終処分場に埋立を委託している市町村数(大阪湾フェニックス計画対象地域の市町村及び公社等の公共処分場のみに埋め立てしている場合は除く。)は521市町村になる。

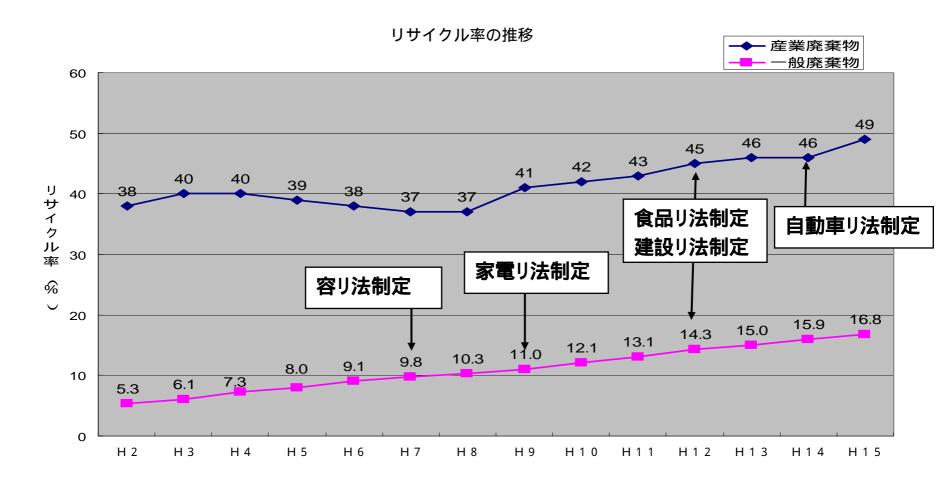
最終処分場の確保は市町村単位では難しいケースが見られ、新たな立地は困難な状況にある。

最終処分場を有していない市町村(平成15年度末現在)



6.リサイクル率の推移

- ・平成15年度における一般廃棄物の資源化された量は916万トン、リサイクル率は16.8%であり、いずれも着実に増加
- ・廃棄物処理法基本方針では、平成22年度において約24%に増加させることを目標
- ・産業廃棄物については、比較的高い水準のまま横這い状態が続いているが、近年はやや増加傾向
- ・廃棄物処理法基本方針では、平成22年度において約47%に増加させることを目標



「一般廃棄物リサイクル率」:[直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量] ÷ [ごみの総処理量 + 集団回収量]

「産業廃棄物リサイクル率」: 「直接再生利用量 + 中間処理後再生利用量] ÷ 排出量

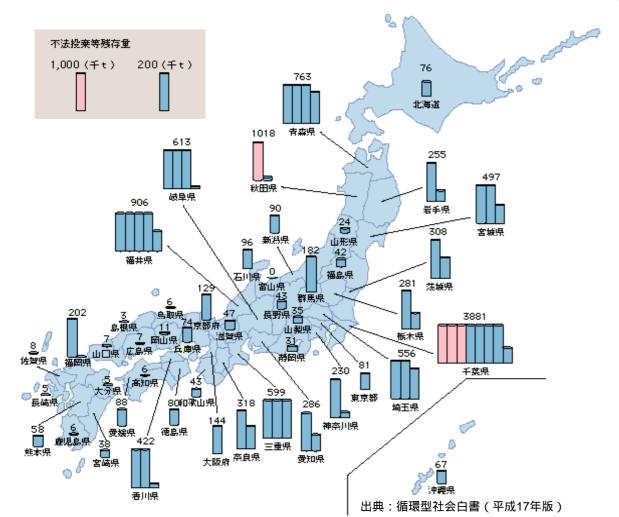
7. 廃棄物の不法投棄の状況

全国の都道府県、保健所設置市が把握している平成16年3月31日時点における産業廃棄物不法投棄等の不適正処分事案の 残存件数は2,320件、残存量の合計は約1,267万トンである。

近年、廃棄物処理法違反によって検挙される産業廃棄物の不法投棄事犯が増加しており、平成16年に廃棄物処理法違反で 警察が検挙した産業廃棄物不法投棄事犯は575件、765名であり、前年度比較して大きく減少している。

不法投棄等産業廃棄物の都道府県別残存量

産業廃棄物不法投棄事犯検挙数の推移



(件、人) 1 000 900 860 900 778 800 679 700 600 500 400 14 16 (年) 平成11 **産業廃棄物不法投棄検挙件数** 查業廃棄物不法投棄検挙人数

(資料) 警察庁資料より環境省作成

[地域計画期間: 平成17年度~平成22年度] 人口:1,470,931人 面積:827.9km²

家庭ごみの有料化やマイバックキャンペーン等のソフト施策と相まって下記の目標を達成する。

【減量化、再生利用の現状と目標】

		現状(15')	目標(22')	割合(対15'比)
排出量	事業系 総排出量(トン)	492,415	479,400	2.6%
	家庭系 総排出量(トン)	343,986	331,300	3.7%
	1 人当たりの排出量(kg/人)	235	232	1.3%
	合計(事業系+家庭系)排出量(トン)	836,401	810,700	3.1%
再生利用	再生利用量(トン)	144,542	212,700	+ 47.2%
	熱回収量(年間の発電電力量)(MWh)	171,146	204,527	+ 19.5%
減量化量	中間処理による減量化量(トン)	560,008	510,000	8.9%
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	131,851	51,600	60.9%

【施設整備の概要】

平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 計画支援事業 (リサイクルセンター(2)、ごみ飼料化施設、ストックヤード(2)) (環境影響調査) リサイクルセンター 20t/⊟ リサイクルセンター 45t/H リサイクルセンター H24年度まで 180t/∃ ストックヤード 20t/⊟ ストックヤード 20t/⊟ ごみ飼料化施設 33t/∃ 計画支援事業 H24年度まで (高効率原燃料回収施設) (土木基本計画策定、地質調査、設計、環境影響評価、事後調査) 高効率原燃料回収施設 60t/∃ 熱回収施設 500t/⊟ H24年度ま 浄化槽 360基

【位置図等】

